

本方針は、いじめ防止対策推進法及び熊本県いじめ防止基本方針に基づき、人権尊重の理念のもと、全ての児童生徒がいじめのない、安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめの防止等の対策を進めることを目的に策定するものである。

### 1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、「いじめはどの学校でも、どのクラスでも、どの児童生徒にも起こり得る」という認識をもち、児童生徒と職員が一体となり未然防止に取り組む。

また、いじめ防止等の対策は、単に、いじめをなくす取組にとどまらず、児童生徒に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めるとともに、家庭や地域、関係機関とも密接に連携を図ることが必要である。

### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒等に対して当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

『いじめ防止対策推進法（第2条）』

### 3 いじめの防止等の対策のための組織

（以下、「いじめ防止対策委員会」とする）

#### （1）構成員

校長、教頭、学部主事、児童生徒部長、人権教育主任、養護教諭、外部専門家  
（必要に応じて、発見者と担任を加える）

※情報集約担当者は、教頭が担う。

#### （2）組織の役割

ア 基本方針及び年間計画の検証

イ いじめ等に関する相談及び通報窓口

ウ いじめ等に関する情報収集と記録、共有

エ 緊急会議の開催

（情報共有・事実関係の聴取・指導や支援の体制・対応方針の決定など）

### 4 年間計画（別表）

### 5 いじめの防止

すべての児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりや集団づくりを行う。

#### （1）学校づくり

ア 全ての児童生徒を全職員で見守り、些細な変化にも気づくことのできる支援体制づくりに努める。

イ すべての児童生徒が授業に参加できる、活躍できる授業づくりに努める。

ウ 日々の授業の中で、時間を守る、授業中の正しい姿勢、発表の仕方や聞き方など授業中における規律の徹底に努める。

エ 教職員一人ひとりの言動が、児童生徒の人格形成に大きな影響を与えることを自覚し、学校における言語環境の整備に努めるとともに、児童生徒に言葉の大切さを気付かせる指導の充実に努める。

- オ 年2回の「心のアンケート」と共に担任による個別面談を実施し、児童生徒一人一人の悩みや思いを早期にくみ取り、理解に努める。
- カ 児童生徒の状況に応じて、心理や福祉等の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用等必要な措置を講じる。

## (2) 集団づくり

- ア 教育活動全般を通して、人権教育を実施し、人権尊重の精神や思いやりの心、心の通じ合うコミュニケーション能力等を育む。
- イ 学年、学部間を越えた異年齢集団の交流を通して、人と関わることの喜びや大切さに気付くと共に、協力や協調など人とより良く関わる力を育む。
- ウ 社会体験や交流体験など主体的に取り組む共同活動を通して、児童生徒が活躍できる場面を作りだし、他人の役に立っている、他人から認められているという「自己有用感」を高める。
- エ 児童生徒のインターネット等に関する利用状況調査を行い、現状把握に努めると共に、情報モラルに関する学習を推進する。

## 6 いじめの早期発見

児童生徒のわずかな兆候であっても、いじめではないかという疑いの視点を持って、早い段階からの的確に関わり、組織的に対応し、いじめの早期かつ的確な発見と認知に努める。

### (1) 児童生徒の変化

- ア 学習活動のみならず、日々の健康観察や連絡帳、休み時間の様子、部活動等においても児童生徒の様子に目を配り、交友関係や悩み等の把握に努める。
- イ 遊びやふざけ合い、けんかなど気になる行為があった場合は、5W1H（いつ、どこで、誰が、何を、どのように）を簡潔にまとめ、朝会等を通じて情報を確実に共有する。
- ウ 「目に見えにくい」いじめが発生している場合を鑑み、普段から児童生徒の生活を把握するための健康アンケートや年2回の「心のアンケート」及び個別面談を実施する。
- エ 児童生徒が自分の身の周りで起きているいじめを教職員に率直に相談することができるよう、日ごろから児童生徒と良好なコミュニケーションを図り、確かな信頼関係を気付くよう努める。
- オ 「熊本県いじめ・子ども安全相談電話（24時間子どもSOSダイヤル）」などのいじめに関する通報及び相談を受けるための相談機関を周知徹底するなど、子どもがいつでも相談できる機関を周知する。

### (2) 保護者や地域、関係機関との連携

- ア 児童生徒、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るよう努める。
- イ 年に2回教育支援懇談会を実施し、学校、保護者、施設との情報交換を行う。また、毎月サポートセンター悠愛との連絡会を実施し、児童生徒の様子の変化や気になること等について情報共有を行い、児童生徒の実態把握に努める。
- ウ 必要に応じて、警察や福祉機関等の関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

## 7 いじめに対する措置

いじめの発見・訴えを受けた場合は、特定の教員で抱え込まずに、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を徹底して守り通す。いじめた児童生徒に対しては、教育的な配慮をしながら、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

### (1) いじめに対する早期対応

- ア いじめに係る相談等を受けた場合は、速やかに情報収集を行うと共に事実の有

無を確認する。

- イ 「いじめ防止対策委員会」を緊急に開催し、事実関係の聴取、対応方針の決定、保護者等への対応を協議する。
- ウ 職員会議を開催し、事実関係、対応方針等について共通理解を図る。また、必要に応じて保護者及びサポートセンター悠愛に対する説明を行う。
- エ 再発防止のため、いじめを受けた児童生徒・保護者に対する支援といじめを行った児童生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- オ いじめの関係者間におけるトラブルを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有する。
- カ 重大な事案については、自校化したマニュアルを基に、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

(2) いじめに対する組織的対応

ア 情報、事実の正確な把握と確認、共有

- 被害者・加害者からの聞き取り・・・・・・・・担任、養護助教諭、児童生徒部長
- その他の児童生徒からの聞き取り・・・・・・・・児童生徒部長、当該児童生徒が所属する児童生徒部職員
  
- 関係教職員からの情報収集・・・・・・・・児童生徒部長
- 保護者への連絡・保護者からの聞き取り・・・・学部主事
- 関係機関からの聞き取り・・・・・・・・学部主事
- いじめ防止対策委員会の招集・・・・・・・・教頭

イ 指導支援体制

いじめ防止対策委員会にて指導方針および支援体制を決定

ウ 児童生徒への指導・支援

- 被害者への支援・ケア・・・・・・・・担任、養護助教諭
- 加害者への指導・支援・ケア・・・・・・・・担任、児童生徒部長
- 他の児童生徒への対応・・・・・・・・学部主事、担任

エ 家庭との連携

- 関係保護者への対応・・・・・・・・教頭、学部主事
- 保護者会への対応・・・・・・・・教頭、学部主事

オ 関係機関との連携・・・・・・・・教頭

8 重大事案への対応

- (1) 重大事案が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 調査結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

別表（年間計画）

|     | 取組の評価と検証<br>(会議、校内研修)   | 未然防止の取組   | 早期発見の取組   |
|-----|---|---|---|
| 4月  | 年間計画作成<br>児童生徒理解研修<br>いじめ防止基本方針<br>共通理解<br>前期教育支援懇談会<br>(学校・保護者・施設) | 全校集会（毎月）<br>あいさつ運動（毎日）<br>歓迎遠足・クリーン作戦（全）<br>自己紹介（全）                               | 実態把握<br>保護者、施設職員との<br>情報交換<br>面談week<br>施設との連絡会（毎月） |
| 5月  | 第1回学校運営協議会  | クリーン作戦（全）<br>道徳（全）  |   |
| 6月  |   | 心のきずなを深める月間（全）<br>友だちのがんばり紹介（中）<br>道徳（全）<br>人権標語・人権ポスターの作成（全）                     | 心のアンケート<br>個別面談<br>心と体の振り返りシート                      |
| 7月  | 人権研修Ⅰ<br>第1回いじめ防止対策委員会  | クリーン作戦（全）<br>あいさつ旬間（全）<br>道徳（全）<br>人権標語・人権ポスターの作成（全）                              |   |
| 8月  | 人権研修Ⅱ<br>事例を用いた対応研修   |   |   |
| 9月  | 後期教育支援懇談会<br>(学校・保護者・施設)  | 道徳（全）   | 保護者、施設職員との<br>話し合い                                  |
| 10月 |   | クリーン作戦（全）<br>すぎのこまつり<br>道徳（全）   | 心と体の振り返りシート   |
| 11月 |   | 道徳（全）   | 個別面談  |
| 12月 | 学校評価<br>第2回いじめ防止対策委員会   | クリーン作戦（全）<br>あいさつ旬間（全）<br>人権フェスティバル（全）<br>生単「人権週間」（小）<br>全校レクリエーション大会（全）<br>道徳（全） | 心のアンケート<br>個別面談                                     |
| 1月  | アンケート結果共有の研修  | 道徳（全）   |   |
| 2月  | 第2回学校運営協議会  | クリーン作戦（全）<br>「お別れ会・旅立つ先輩方へ」（全）<br>あいさつ旬間（全）<br>道徳（全）                              | 個別面談  |
| 3月  | 第3回いじめ防止対策委員会<br>次年度に向けての取組検討                                       | お別れ行事（全）  |   |

※小（小学部）、中（中学部）、高（高等部）、全（全体）とする。

※全学部共に年間を通して道徳教育を行う。